

議案第13号

北本市重度心身障害者医療費支給条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について

北本市重度心身障害者医療費支給条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

平成21年2月23日 提出

北本市長 石津賢治

北本市重度心身障害者医療費支給条例及び北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第1条 北本市重度心身障害者医療費支給条例(昭和58年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「第6条の3」を「第6条の3第1項」に改める。

(北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成4年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の3」を「第6条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。